

## 第26回大樹町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年8月28日（水）午後1時30分

2. 場 所 大樹町役場委員会室（4階）

3. 出席委員 18名

1	柚原 千秋	2	富倉 浩之	3	片岡 文洋
4	宮嶋 敏男	5	太田 福司	6	竹内 稔
7	原口 武実	8	宮本 明夫	9	吉田 義明
10	今村 昭仁	11	向井 良治	12	吉田 洋一
13	穀内 和夫	14	守澤 芳弘	15	牧田 日出男
16	金曾 浩文	17	金丸 栄省	18	鈴木 正喜

4. 欠席委員 0名

5. 議事日程

日程第1		農業委員会業務報告について
日程第2	議案第37号	農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認について
日程第3	議案第38号	現況証明願いについて
日程第4	議案第39号	農地法第3条第1の規定による許可について
日程第5	議案第40号	農地法第4条の規定による許可について
日程第6	議案第41号	農地法第5条の規定による許可について
日程第7	議案第42号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

6. 事務局 水津事務局長、梅津主幹、井本主査

7. 閉会時間 午後3時35分

## 8. 会議の概要

議長	<p>ただ今の出席委員は18名であります。定足数に達しておりますので、第26回大樹町農業委員会総会を開きます。</p> <p>会議録署名委員の指名を行います。</p> <p>会議録署名委員は、会議規則第13条の規定により、議長において、4番・宮嶋敏男委員、5番・太田福司委員を指名いたします。</p> <p>日程第1、農業委員会、業務報告を行います。</p> <p>事務局より内容説明を求めます。</p>
水津局長	<p><b>(議案に基づき業務報告)</b></p>
議長	<p>報告が終わりました。報告の内容について質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>以上で業務報告を終わります。</p> <p>日程第1、議案第37号農地法第18条の規定による合意解約、成立状況の確認についての件を議題といたします。</p> <p>提案説明を求めます。</p>
水津局長	<p>議案第37号、農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認について提案説明を申し上げます。</p> <p>今回ご審議頂きます合意解約成立状況の確認は2件でございます。</p> <p>申し出のありました「合意解約届」について、農地法に基づき、合意解約が成立しているかの確認についてご審議賜りたく、ご提案申し上げますので、ご審議方よろしくお願い致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p>
議長	<p>それでは、番号1番から2番の内容について、事務局より説明を求めます。</p>
梅津主幹	<p><b>(議案に基づき番号1番から2番を説明)</b></p> <p>申請番号1番並びに2番につきまして、農地法第18条第1項第2号に規定する、農地の引渡しを行う期限の6か月以内に成立した合意解約でありますので、知事の許可を必要としない合意解約であるため、1番並びに2番は成</p>

議長	<p>立しているものと考えられます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>内容の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第37号、番号1番から2番の農地法第18条の規定による合意解約、成立状況の確認についての件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>日程第3、議案第38号、現況証明願いについての件を議題といたします。</p> <p>提案説明を求めます。</p>
水津局長	<p>議案第38号、現況証明願いについて提案説明を申し上げます。</p> <p>今回ご審議頂きます現況証明願いは1件でございます。</p> <p>申し出のありました「現況証明願い」について、農地法関係事務処理要領の規定に基づき、土地の現況証明願い出がありましたので、その証明の可否についてご審議賜りたく、ご提案申し上げますので、ご審議方よろしくお願い致します。</p> <p>以上で提案説明を終ります。</p>
議長	<p>それでは、番号1番の内容について、事務局より説明を求めます。</p>
梅津主幹	<p><b>(議案に基づき番号1番を説明)</b></p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>内容の説明が終わりました。</p> <p>次に、番号1番について、調査班より、調査報告を求めます。</p> <p>第4班・班長 穀内和夫委員から報告願います。</p>

<p>穀内委員</p>	<p>当地は山林から畑に現況変更の申請箇所にあります。</p> <p>8月19日(月)、4班では現地の確認を行ったところであり、当地は既に伐採・抜根され、畑として活用できるよう整地された状態にありました。</p> <p>協議の結果、山林から畑にすることに異議等はありませんでしたので、ご審議の程、よろしくをお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第38号、番号1番の現況証明願いについての件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>日程第4、議案第39号農地法第3条第1項の規定による許可についての件を議題といたします。</p> <p>提案説明を求めます。</p>
<p>水津局長</p>	<p>農地法第3条第1項の規定による許可について提案説明を申し上げます。</p> <p>今回ご審議頂きます「農地法第3条第1項の規定による許可申請」は1件でございます。</p> <p>内容は、相手方の希望による売買が1件でございます。</p> <p>その申請内容の可否についてご審議賜りたくご提案申し上げますのでご審議方よろしくお願い致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは番号1番の内容について、事務局より説明を求めます。</p>
<p>梅津主幹</p>	<p><b>(議案に基づき番号1番を説明)</b></p> <p>次のページをご覧ください。農地法第3条調査書であります。</p> <p>本案件につきまして、調査票のとおり、農地法第3条第2項に規定する、</p>

議長	<p>3条許可をすることができない要件には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていることを申し添えます。</p> <p>また、当該地の位置図を添付しておりますので、ご参照願います。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>内容の説明が終わりました。</p> <p>次に、番号1番について地区担当委員より報告を求めます。</p> <p>地区担当委員 竹内 稔委員から報告願います。</p>
竹内委員	<p>譲受人の希望による農地の売買案件となります。</p> <p>申請者は意欲的に営農されており、農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。</p> <p>また農地の集団化や農作業の効率化には支障が生じないため、許可の基本要件をすべて満たしていると考えられます。</p> <p>ご審議のほど、よろしく願います。</p>
議長	<p>報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第三十九号、番号一番の農地法第三条第一項の規定による許可についての件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>日程第5、議案第40号、農地法第4条の規定による許可についての件を議題といたします。</p> <p>提案説明を求めます。</p>
水津局長	<p>議案第40号、農地法第4条の規定による許可について提案説明を申し上げます。</p> <p>今回ご審議頂きます「農地法第4条の規定による許可について」は3件で</p>

<p>議長代理</p>	<p>ございます。</p> <p>内容は、農業用施設の農地転用が2件、農家住宅関係の農地転用が1件、でございます。</p> <p>その申請内容の可否についてご審議賜りたく、ご提案申し上げますので、ご審議方よろしくお願い致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p> <p>鈴木会長が、農委法第31条の規定に基づき、議事与の制限を受けるため、議事進行が変わります。</p> <p>提案説明を求めます。</p>
<p>梅津主幹</p>	<p><b>(議案に基づき番号1番を説明)</b></p> <p>なお、次のページ以降に、チェックリスト・施設の配置図等を次ページに添付しておりますので、ご参照願います。</p> <p>1番の案件につきまして、申請面積が3,000㎡を超えないため、北海道農業会議常設審議委員会への意見聴取は省略可能となり本総会でお認めいただければ許可を出せる案件となります。</p> <p>また、工事完了届が提出されましたら、地区担当委員と申請どおりの転用かを確認し、問題が無ければ台帳地目を変更いたします。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、番号1番について調査班より調査報告を求めます。</p> <p>第4班・班長、穀内和夫委員から報告願います。</p>
<p>穀内委員</p>	<p>経営規模の拡大に伴い、飼料調合場を整備、タンク14基を建設するものです。</p> <p>既存施設との位置関係から他の代替地もなく、営農には支障を及ぼさないことを現地調査にて確認しました。</p> <p>農地転用の立地基準及び一般基準を満たしており許可相当と班では判断いたしました。</p> <p>ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
<p>議長代理</p>	<p>報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>

	<p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第40号、番号1番について、農地法第四条の規定による許可についての件を採決いたします。</p> <p>本案件について、許可する事で、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。</p>
議長	<p>それでは番号2番から3番の内容について、事務局より説明を求めます。</p>
梅津主幹	<p><b>(議案に基づき番号1番及び2番を説明)</b></p> <p>なお、3枚ほどめくっていただいた以降に、チェックリスト・施設の配置図等を添付しておりますので、ご参照願います。</p> <p>本案件の申請番号2・3番につきまして、申請面積が3,000㎡を超えないため、北海道農業会議常設審議委員会議への意見聴取は省略可能となり本総会でお認めいただければ許可を出せる案件となります。</p> <p>また、工事完了届が提出されましたら、地区担当委員と申請どおりの転用かを確認し、問題が無ければ台帳地目を変更いたします。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>次に、番号2番から3番について調査班より調査報告を求めます。</p> <p>第4班・班長、穀内和夫委員から報告願います。</p>
穀内委員	<p>(議案40号番号2番)</p> <p>今回、育成乾乳牛舎1棟を建設するものです。</p> <p>既存施設との位置関係から他の代替地もなく、営農には支障を及ぼさないことを現地調査にて確認しました。</p> <p>農地転用の立地基準及び一般基準を満たしており許可相当と班では判断いたしました。</p> <p>(議案40号番号3番)</p> <p>今回、農家住宅に必要となる通路を建設するものです。</p> <p>現在、農家住宅は建設中であり、住宅から道路までの通路としては、他の代替地もなく、営農には支障を及ぼさないことを現地調査にて確認しました。</p>

<p>議長</p>	<p>農地転用の立地基準及び一般基準を満たしており許可相当と班では判断いたしました。</p> <p>ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p> <p>報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第40号、番号2番から3番について農地法第4条の規定による許可についての件を採決いたします。</p> <p>番号2番から3番の案件について、許可する事で、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>日程第6、議案第41号、農地法第5条の規定による許可についての件を議題といたします。</p> <p>提案説明を求めます。</p>
<p>水津局長</p>	<p>議案第41号、農地法第5条の規定による許可について提案説明を申し上げます。</p> <p>今回ご審議頂きます「農地法第5条の規定による許可について」は2件でございます。</p> <p>内容は、観光業の農地転用の事業計画変更が1件、砂利採取による一時転用が1件、でございます。</p> <p>その申請内容の可否についてご審議賜りたく、ご提案申し上げますので、ご審議方よろしくお願い致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p>
<p>議長</p> <p>梅津主幹</p>	<p>それでは番号1番から2番の内容について、事務局より説明を求めます。</p> <p><b>(議案に基づき番号1番を説明)</b></p> <p>次のページのチェックリストであります、転用基準の立地基準では、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり第1種農地と判断</p>



されます

許可理由につきましては、農地法施行令第11条第1項第2号にあります、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成するうえで当該農地を供することが必要であると認められる場合であり、さらに、都市と農村の交流の場を創出することを目的とした内容であることで、一時転用を許可しておりますことを申し添えます。

配置図等につきましては、チェックリスト以降に添付しておりますのでご参照願います。

この件につきまして、農業以外の一時転用ですが、令和元年5月20日付けで既に許可されている事業計画を変更する案件となりますので、本総会でお認めいただければ許可を出せる案件となります。

なお、工事完了届が提出されましたら、地区担当委員と申請どおりに農地に復元されているか確認いたします。

#### (議案に基づき番号2番を説明)

配置図等につきましては、チェックリスト以降に添付しておりますのでご参照願います。

この件につきまして、農業施設以外への転用案件であることから、面積に関わらず北海道農業会議常設審議委員会議への意見聴取が必要な案件になります。

なお、工事完了届が提出されたら、地区担当委員と申請どおり農地として復元されているか確認いたします。

最後に、本案件、申請番号1・2番につきまして、現地調査を今月19日に、第4班 穀内班長 以下委員6名により実施しております。

以上で、説明を終わります。

議長

次に、番号1番から2番について調査班より調査報告を求めます。

第4班・班長、穀内和夫委員から報告願います。

穀内委員

番号1番は、4月に申請許可した一時転用の変更申請による案件となります。今回、新たに食料貯蔵庫を設置する予定にあります。

前回許可時には、雑種地に建っている実験住宅を活用し、観光を目的とした事業であって、事業を実施するには隣接した農地を活用することで、目的の達成に必要な場所であります。

今回も同じく、農地転用の一般基準を満たしており許可することはやむを

議長	<p>得ないと班では判断しました。</p> <p>番号2番は、砂利採取のために農地を一時転用するものです。</p> <p>現地調査を行った結果、立地基準や一般基準は満たしており、その他の農地、周辺への被害、影響はないものと班では判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひします。</p> <p>報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第41号、農地法第5条の規定による許可についての件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決する事にご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>日程第7、議案第42号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についての件を議題といたします。</p> <p>提案説明を求めます。</p>
水津局長	<p>議案第42号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について提案説明を申し上げます。</p> <p>今回ご審議頂きます「農用地利用集積計画」の申請件数は3件でございます。</p> <p>内容は、新規の賃貸借が1件、一般更新の賃貸借2件、でございます。</p> <p>その申請内容の可否についてご審議賜りたくご提案申し上げますので、ご審議方よろしくお願ひ致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p>
議長	<p>それでは、番号1番から3番の内容について、事務局より説明を求めます。</p>
梅津主幹	<p><b>(議案に基づき番号1番から3番を説明)</b></p> <p>次のページ以降をご覧ください。</p>

	<p>申請番号1～3番につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条調査書のとおり利用権の設定等を受ける者は経営面積、農作業従事日数などを記載しておりますが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を全て満たされていることを報告いたします。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>内容の説明が終わりました。</p> <p>次に、番号1番の内容について地区担当委員より調査報告を求めます 地区担当委員 柚原千秋委員より報告を求めます。</p>
柚原委員	<p>(氏名)から農用地利用集積の申し出があったため、地域に内容を周知したところ、(氏名)に貸し付けることで了承を得ました。期間及び賃料については、隣接地に合わせ、賃貸期間は1年7か月とし、賃料は同額としました。</p> <p>ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>番号2番から3番については、一般の賃貸借の更新のため、地域調整報告を省略します。</p> <p>以上で、報告が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑ないとき)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第42号、番号1番から3番について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についての件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議ないとき)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>以上で本日の総会に付議された案件は、全部終了いたしました。</p> <p>次に連絡事項に入ります。事務局より説明いたします。</p>
水津局長	<p>次回の総会につきましては、9月26日木曜日を予定しておりますので、よろしく申し上げます。</p>

議長

以上をもって、第26回大樹町農業委員会、総会を閉会いたします。